

## エグゼクティブ会員規約

### 第1条（本規約の適用範囲）

この規約は、INTERNATIONAL DANCE AND SOCIAL CULTURE ACADEMY-IDC.TOKYO（以下、「本アカデミー」といいます。）が提供するエグゼクティブクラス会員（以下、「本サービス」といいます。）の会員資格について定めるものです。本サービス会員については、本規約のみを適用することとし、通常の受講生規約は適用されません。

### 第2条（目的）

本サービスは、良識ある紳士淑女の集まりとなることを目的とします。

### 第2条（入会審査）

本サービス会員となるには、申し込みいただいたのち、所定の入会審査を行います。審査の後、本アカデミーにおいて申し込みが承認された方のみが会員となることができます。

2 申し込み承認後、所定の金額のデポジットをお預かりします。

### 第3条（提供サービス）

本サービス会員は、それぞれのコースに応じて、本アカデミーが提供する次のサービスを受けることができます。

- |                               |          |
|-------------------------------|----------|
| ①グループで行うダンスレッスン               | 無制限      |
| ②個人レッスン                       | コース所定の回数 |
| ③国際社交文化倶楽部で開催するイベントへの特別料金での参加 |          |

### 第4条（レッスンへの参加）

グループレッスンに参加される場合には、前日までに予約をしてください。

2 講師手配、レッスン準備の時間労働が関係するため、予約をキャンセルする場合には、前日17時前までにご連絡ください。それを過ぎますと、通常レッスン料金のキャンセル料金を請求させていただきます。

### 第5条（レッスン休講の連絡）

レッスンにおいて、事前の予約が3名未満となった場合には、休講となる場合があります。

### 第6条（通知）

特別なお知らせは、申告いただいたメールアドレスへの送信及びウェブサイトへの掲載に

より行います。

#### 第7条（会員間のトラブル）

他の会員との間でトラブルが発生した場合、当該他の会員と話し合うなど適切な方法により解決してください。当アカデミーは、当該トラブルの解決には関与しません。

#### 第8条（会費について）

会員は、コース所定の会費を期限までに支払わなければなりません。

2 会員は、契約期間中での解約または退会の場合であっても、コース所定の会費を支払わなければならない、いかなる事由があっても受領した会費の返還は致しません。

#### 第8条（禁止事項）

会員は、以下の事項を行ってはなりません。

①登録講師との当アカデミーを介さずレッスンを受けること

②他の会員の写真、動画、個人情報を無断で公開すること

③他の会員を他のダンススクールに勧誘、引き抜くこと

④他の会員への暴言や暴力、迷惑となる行為をすること

⑤当アカデミーの業務を妨害すること

⑥その他本アカデミーのサービス利用中か否かにかかわらず、紳士淑女にふさわしくない言動をすること

#### 第9条（会員資格期間及び更新審査）

本サービス会員資格は、申し込みが承認された月の次の1日から1年間有効です。

2 本サービス会員資格の更新には、あらかじめ更新審査を受けなければなりません。更新審査においては、本サービスの目的に従い、レッスンや各種イベント参加時における立ち居振る舞いだけでなく、レッスン外での他の会員との関わり合いなど、あらゆる点を考慮要素とさせていただきます。更新審査を合格した会員だけが会員資格を更新することができます。

3 本サービス会員資格が更新された場合、さらに1年間会員となることができます。

#### 第10条（デポジットの返還）

デポジットが該当する場合は、会員資格期間の満了の場合にのみ返還されます。会員資格の中途解約、規約違反による退会の場合には、返還されません。

#### 第11条（強制退会）

次に掲げる事由があるときには、本アカデミーは、当該会員を退会させることができます。

す。

- ①当該会員に本規約に違反する行為があったとき
- ②その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

会員は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、半グレ集団（暴走族など暴力団に属さずに犯罪を繰り返す集団をいう。）又はその関係者（半グレ集団と関係を有する団体を含む。）その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを、相手方に対し表明し、将来にわたっても該当してはなりません。

- ① 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること。
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ④ 反社会的勢力、又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引を行っていると思われられる関係を有すること

2 甲または乙は、自己、又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他、前各号に準ずる行為

#### 第13条（規約の改定）

本アカデミーは、本規約について、日本国法令に違反しない合理的な範囲において、各会員の同意なしに変更することが出来ます。

#### 第14条（専属管轄）

本アカデミーと会員との間における本規約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上